

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について国の責任で対応することを求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 9 月 17 日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 七 海 喜久雄

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について国の責任で対応することを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題は際限ない拡大の様相をみせており、対策を東電任せにするのではなく、国主導で抜本的対策をとることが求められる。

この間、汚染水を貯蔵する地上タンクから高濃度汚染水約 300 トンが漏れ出して、その一部は排水溝を通り海に流出したことが明らかになった。さらに汚染水漏れを起こしたタンクは他にもあることが後日判明した。タンクに入っているのは毎時約 100 ミリシーベルトといわれる高濃度の放射能汚染水であり、安易な保管方法は許されない。

また、放射能に汚染された地下水の海洋流出も大問題である。建屋地下に流れ込む地下水は、日量数百トンといわれ、放射能に汚染され海洋に流出している。海洋流出を防ぐ遮水壁工事が現在行われているが、問題が明らかになってからの後手の対策となっている。

原子力規制委員会は、今回の事態を受け、事故評価尺度を「レベル 3（重大な異常事象）」に引き上げた。この汚染水の海洋流出は、漁業に計り知れない影響を与えただけでなく、世界的な海洋汚染をもたらしかねない「全地球的非常事態」ともいうべきものである。今回の事態は、東電任せの対応では、事故の収束はできず、国が全責任を負って、汚染水対策に取り組むことが必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東京電力福島第一原子力発電所における高濃度汚染水漏れと汚染地下水の海への流出問題について、国の責任で抜本対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

郡山市議会